

信用補完制度の見直しについて

平成27年11月27日
全国中小企業団体中央会

1. 円滑な資金供給の維持

- ・ 制度見直しにあたっては、T P Pの影響と地方創生の推進等に鑑み、中小・小規模事業者の資金繰りに支障が生じることのないよう、慎重に検討して頂きたい。
- ・ 責任共有制度の見直しにあたっては、一律でない弾力的な対応が中小・小規模事業者のメリットとなるような制度作りを検討して頂きたい。

2. セーフティーネット保証制度の維持・拡充

- ・ 急激な事業環境の変化に伴う中小・小規模事業者の逼迫した資金繰りを支える最後の砦として、制度を継続して頂きたい。

3. 小口零細企業保証制度の維持

- ・ 小規模事業者の経営基盤の安定化を図るために、1, 250万円の保証限度額を維持して頂きたい。

4. 保証料負担の緩和

- ・ 実質的に借入金利に上乗せとなる保証料については、事業者負担緩和のためにも引き下げて頂きたい。

5. 審査の弾力化・手続きの迅速化

- ・ 中小・小規模事業者の活力を引き出すために、審査の弾力化及び事務の簡略化を図り、より迅速な資金調達が可能となるよう、環境を整備して頂きたい。

6. 事業承継資金ニーズへの対応

- ・ 後継者個人に対する事業継続のために必要な自社株買取資金を保証対象として頂きたい。

7. 地域金融機関の機能維持

- ・ 制度の見直しにあたっては、地域金融を担う信用組合の経営状態を踏まえ、中小・小規模事業者への円滑な資金供給に支障が生じることのないよう、十分な配慮をして頂きたい。